

一般社団法人宮城県農業会議令和7年度事業計画

I 基本方針

気象変動による地球温暖化や自然災害の激甚化は、農業へ大きな影響を及ぼしている。また、農業者の高齢化による担い手不足は深刻であり、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加する中、地域農業の持続的発展のためには、担い手農業者の確保・育成と、担い手農業者への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消をいかにして実現していくかが喫緊の課題となっている。

食料とともに肥料・飼料の供給の多くを海外に依存してきた我が国は、外国為替相場の変動や不安定な国際情勢により、肥料・飼料や食料の安定的な輸入が困難になるなど、将来的に食料の安定確保と農業経営への影響が懸念される。国民生活全体の視点からも輸入への過度な依存を是正し、国内の農業生産力を高めることを基本とした食料安全保障への、踏み込んだ政策実現が不可欠となっている。

令和6年5月に成立した「改正食料・農業・農村基本法」に掲げる基本理念に基づき、令和7年3月に策定される新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、初動の5年間で、農業の構造転換を集中的に推し進めることとしている。具体的には、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、合理的な価格の形成やスマート農業の推進など、農政の大きな転換点を迎えている。

このような中、令和4年に農林水産省は「人・農地プラン」を法定化し、各市町村において令和7年3月までに、地域農業の将来方針となる「地域計画」を策定することとした。令和7年度からは、地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取組が本格化する。農業委員会は、市町村、関係機関、農業者と綿密に連携しながら、農地の利用調整等に取り組み、地域計画で描いた将来を実現すべく活動する必要がある。

一方、地域計画の策定においては全国的に、所有者不明農地が課題となっている地域がある。本県における所有者不明農地は、全農地の16%に及んでおり、地域計画の実現において支障となることが懸念される。また、農林水産省が令和4年に通知した「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく活動は4年目を迎え、農業委員会組織には農地等利用の最適化活動（以下、「最適化活動」という。）の更なる浸透による確実な実施と成果、透明性の確保が、なお一層求められている。さらに、平成28年4月に施行された改正農業委員会法により農業委員の改選方法が変更され、令和7年度から第4期目に入るが、女性委員の登用など多様な人材の参画を、更に進めることが重要である。

こうしたことから、農業委員会組織は、これらの動きに適切に対応し、農業者の意見を取り入れ、組織活動の強化を図りながら、日常活動を起点とした農地等利用の最適化活動に積極的に取り組んでいくことが重要である。

農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた一般社団法人宮城県農業会議（以下、「本会」という。）は、市町村農業委員会の活動を積極的に支援するため、県をはじめ関係機関・団体と一層の連携を図りながら、業務規程に定める次の活動事項について取組を強化していく。

【活動事項の重点】

1. 農業委員会相互の連絡調整、優良な農業委員会の取組事例の公表、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員等に対する講習・研修等の実施

令和7年度から実施される新たな全国運動「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に伴い、本県版の運動として「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」（以下、「宮城県運動」という。）推進要領を策定し、市町村農業委員会と一体となって取り組む。

農業委員会への巡回活動を実施して、最適化活動の情報を共有するとともに、優良な活動を公表して横展開を図る。また、農業委員会の最適化活動の目標設定と点検・評価を確認し、活動記録を基にした農業委員会活動のPDCAサイクルの定着により、最適化活動の継続的な改善による目標達成を支援する。

農業委員会のより適正な運営と活動強化のため、改選時の農業委員会の体制整備と改選に伴う事務が適切に行われるよう支援するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員への農業委員会業務等に関する研修の実施と相互研鑽を支援する。

地域農業の持続的発展に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して宮城県運動を推進していく意識の統一を図るため「第10回農業委員会大会」を開催し、あわせて県民への理解促進に努める。

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進のための支援

各市町村において策定された地域計画は、令和7年度以降はその実現やブラッシュアップに向けた取組が重要性を増すことから、県や関係団体と一体となった支援を行う。特に、農業委員会サポートシステムの操作支援や情報提供等により、目標地図素案のブラッシュアップによる完成度の向上が、継続して行われるよう支援する。

農地利用状況調査・荒廃農地調査については、適切な実施に向けた支援を行うほか、相続登記義務化の啓発や粗放的農地利用、非農地判断などが適切に行われるよう働きかける。また、農業委員会サポートシステムの農地情報が、日常的・継続的に整備・最新化されるよう働きかけ、eMAFF農地ナビによる速やかな公開等が行われるよう、全国農業会議所と連携しながら活用促進に向けて支援する。

3. 農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援

宮城県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）の活動を基本に、農業経営の合理化・健全化に向け、県やみやぎ農業振興公社などの関係機関との連携のもと、認定農業者や農業法人が抱える経営上の課題や法人化、経営継承等の課題解決に向けた経営相談会や経営診断、専門家派遣など伴走型の支援を行う。

新規就農支援では、支援センターが実施する就農相談会に関係機関とともに

対応する。また、農業委員会が行う新規就農者確保に向けた取組への支援や、就農希望者への情報提供、新規就農者と農業委員会との相互の情報共有を図ることにより、円滑な就農を支援する。また、雇用就農資金事業の活用を広く周知するとともに、優良民間企業の本県への農業参入を支援する。

農業地域において多様な人材が活躍できる環境づくりを推進するため、地域をリードする女性や青年農業者の育成・確保の取組を支援する。また、農業者年金制度の啓発と加入推進活動を強化するため、加入推進取組方針を策定して、農業委員会の加入推進活動の活性化を図る。

4. 農業の担い手の組織化・運営への支援

本県の担い手農業者組織及び農業委員会女性委員組織の事務局を担当し、各組織の目的達成に向けた組織活動の強化、組織相互の連絡調整をはじめ活動の充実と次世代育成活動への支援、組織構成員の意識高揚や資質向上、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力の向上支援に努める。

5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

農政活動や農業構造政策の推進、各種施策の基礎データとするため、農業委員会の協力のもと各種調査を実施する。

農業委員会組織の最適化活動を推進する新たな全国運動「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進3ヵ年運動」の初年度として、目標達成に向けた活動に取り組む。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読達成に向けた取組と、認定農業者や地域の担い手農業者等に対する普及推進により、購読部数の拡大を目指す。また、農業委員会や関係機関への研修テキストとして全国農業図書の普及を進めるとともに、農業委員会が実施する各種事業の周知と活動の見える化を進めるため、「農業委員会だより」未発行農業委員会における発行を支援する。

6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

農地の転用許可は、法令業務として厳格な審査が必要であることから、県及び農業委員会と密接に連携して、農業委員会から諮問された全ての案件について現地調査を実施するとともに、常設審議委員会を開催して適正かつ公正な制度運営を図る。

7. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業・農村を取り巻く諸課題に対応するため、農業委員会と連携の上、農地等利用の最適化に関する改善策などを取りまとめ、関係行政機関に意見を提出する。また、農業委員会段階においても、農業者との意見交換会等を開催して地域の意見を集約し、市町村長へ農地等利用の最適化に関する意見提出に繋げるよう強く働きかける。

県内の農業関係団体等との連携を図りながら、資材高騰や家畜伝染病、気象災害への対応など、地域の農政課題の解決や国の農業施策などに対し、現場の声を反映させた政策提言や要請活動を行う。

II 事業計画

1. 農業委員会相互の連絡調整、優良な農業委員会の取組事例の公表、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員等に対する講習・研修等の実施 (1) 「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」の推進

本運動は、平成28年度から農業委員会組織の農地利用集積の加速化に向けた組織運動として取り組み、令和4年度から令和6年度までは、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村をつくる宮城県運動」として最適化活動の強化に向け、とりわけ、地域計画の策定に向けて、農業委員会が果たすべき目標地図の素案作成などに重点的に取り組んできた。

各市町村において地域計画が策定されたことから、令和7年度から始める新たな宮城県運動においては、地域計画を実現するための取組を本格化し、市町村、関係機関及び農業者と連携した農地の利用調整等の取組を行う。さらに、地域の話し合い活動や農業者との意見交換等、地域計画のブラッシュアップに向けた取組を強化し、農業委員会組織運動として重点的に行う。

宮城県運動の推進のため、本会理事会において農業委員会の積極的な取組を推進し、そのノウハウ等の情報提供を行うことで最適化活動の強化に繋げる。

(2) 農業委員会による農地利用最適化活動の推進への支援

農業委員会への巡回活動により、農業委員会の最適化活動等への取組の進捗状況や課題を確認し、改善のために必要な情報提供や助言、支援を行う。農業委員会には、巡回活動で収集、整理した情報を取りまとめて提供する他、優良な取組を公表し、研修会等で横展開する。

農業委員会の改選時等に、農業委員会が策定する「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の定期的な見直しを促す。また、農業委員会の最適化活動の目標設定を確認し、必要に応じた助言を行うとともに、点検・評価とその結果の公表・報告が着実に実行され、農業委員会活動のPDCAサイクルの定着により、継続的な改善が図られるよう支援する。農業委員・農地利用最適化推進委員の日常活動と活動記録の徹底を推進し、意欲的な活動日数目標の設定に繋げるとともに、県との連携により、農業委員会が農地利用最適化交付金を積極的に活用するよう支援する。

(3) 農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員に対する研修の実施

農業委員会の重点活動である最適化活動に資するため、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等を対象とした研修を実施する。

特に、地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取組や地域計画関連施策の活用が図られるよう、各種施策や優良な取組事例等による研修会を実施する。また、農業委員会の法令業務の適正な執行に向けて、農地法や農地法

関連制度等についての研修を実施する。

(4) 農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う農業委員会体制整備への支援

令和8年に任期満了を迎える県内過半数の農業委員会に対して、体制整備や改選に伴う事務の相談活動に取り組む。各市町村において農業委員・農地利用最適化推進委員の応募・推薦が活発に行われ、農業委員会に多様な人材が登用されるよう、農業委員会制度や業務内容等を広く周知する。

農業委員会の体制整備と活動強化を推進するとともに、農業委員会予算の確保に繋げるため、農業委員会が任期満了を迎える市町村等に対して、農業委員会への女性委員の複数名の登用を促進する要請活動を行う。また、第5次男女共同参画基本計画の成果目標達成を目指す各市町村の「農業委員会への女性農業委員登用目標及び取組計画」について、みやぎアグリレディス21と連携して早期の実現を働きかける。

(5) 宮城県農業委員会大会の開催

新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に伴い、新たな政策が打ち出されることとなるが、農業委員会組織としては、食料生産の原点である人と農地の観点から、食料安全保障の確立や農業・農村の持続的発展に向けた政策提言を、今後も継続していく必要がある。このため、地域計画の実効性ある実現を後押しするとともに、宮城県運動の推進に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員の意識統一を図るため「第10回宮城県農業委員会大会」を開催する。

2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進のための支援

(1) 農業委員会活動への支援による地域計画の実現とブラッシュアップ

市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区など関係機関・団体の連携・協力のもと、策定された地域計画の実現とブラッシュアップが効率的・効果的に実施されるよう支援する。

農業委員会における地権者や耕作者の未回収分の意向調査と農地一筆毎の意向調査、目標地図の見直し素案の作成を支援するとともに、見直しのための協議の場への積極的な参画と農地集積に向けた調整を働きかける。

地域協議の場においては、担い手農業者はもちろん、女性や将来を担う青年農業者等、多様な人材の意見が反映されるよう参画を働きかける。また、目標地図のブラッシュアップが円滑に進むよう、農業委員会サポートシステムの操作やデータの最新化への支援、情報提供等を行う。

地域計画に基づく円滑な利用調整、集積・集約活動が行われるよう、農業委員会と市町村、農地中間管理機構との意見交換や情報共有の場を設けるなど、連携強化を支援する。

（２）農地有効利用対策と遊休農地対策の推進

遊休農地の解消に向け、農地利用状況・荒廃農地調査の適切な実施に対する支援を行う。復元可能な「緑」区分農地については、草刈りなどの保全管理や農地中間管理事業の活用等について、農業委員会に働きかける。また、「黄色」区分農地については、遊休農地の解消計画である工程表が策定されるよう農業委員会に助言する。

なお、再生不可能と判断された農地については、適切な非農地判断とともに地域計画の話し合いに基づくゾーニングを働きかける。

（３）所有者不明農地解消への支援

農業委員会が、所有者不明農地等の解消のために行う相続登記義務化の啓発や、共有不明者の積極的な探索・公示、農地中間管理事業を活用した遊休化防止、粗放的農地利用への誘導などの取組を支援する。また、所有者不明農地対策事業により、事業対象となった地域計画区域内の所有者不明農地の解消に向け、農業委員会と一体となった取組を実施する。

（４）農業委員会サポートシステムの円滑な運用と利活用促進に向けた支援

農地台帳が農地法に規定された法定台帳であることの重要性を踏まえ、農業委員会サポートシステムの農地情報が、日常的・継続的に整備・最新化されるよう働きかける。

特に、農業委員会サポートシステムによる農地台帳の整備は、農地パトロール（農地利用状況調査）や目標地図におけるシミュレーション機能の活用等、基礎的な情報整備・資料作成及び公表において最も効果的・効率的である。このため、農地の耕作状況、権利移動等のデータの着実な整備・更新及びeMAFF農地ナビによる速やかな公開等が行われるよう、全国農業会議所と連携して、農業委員会事務局職員への基本操作及びシステムの利活用に向けた研修を中心に支援する。

３．農業への新規参入の支援、法人化の推進・支援、農業経営の合理化のための支援

（１）認定農業者や農業法人等の経営発展支援

支援センター活動の一環として、相談会や法人化研修会の開催等を通じ、重点指導農業者の候補者の掘り起しを図る。重点指導農業者に対して専門家派遣や県普及組織と協力した伴走型の支援を行い、法人化、経営改善、事業継承といった農業者等が抱えている様々な課題の解決を支援する。また、農業従事者や雇用就農者の確保に向けた体験受入制度の推進など、人材確保と育成に関する取組を支援する。

さらに、本県農業の太宗を担う認定農業者や農業法人等の担い手が一堂に会し、農業経営の発展に向けた経営管理能力の向上のための研鑽や相互交流を図るため、「令和７年度みやぎ農業担い手サミット」を開催する。

(2) 新規就農者の確保対策

地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取組の一つに、新規参入・新規就農を位置付け、農業委員会が最適化活動の目標に基づき、市町村等と連携した就農相談会の開催を支援するなど、農業委員・農地利用最適化推進委員の主体的な参画を働きかける。また、支援センターが開催する就農相談会に対応するほか、農業委員会や本県への就農希望者等に対し、各種事業や制度、農地取得に関する情報提供などの支援を行う。

市町村の就農支援策や農地情報の提供により、就農希望者の円滑な就農を促進するため、農業委員会の新規就農希望者向けPR資料の作成・更新を促してホームページに掲載するとともに、就農相談会等での活用を図る。

県農業大学校や関係団体と締結した「新規就農者確保・育成に関する包括連携協定」を踏まえ、県農業大学校の研修生等と農業委員会との意見交換会を開催する。

(3) 雇用就農者の育成・定着に向けた支援

本県の新規就農者数の約5割を占める雇用就農をさらに促進するため、県内農業法人等に対して雇用就農資金事業等の活用を推進する。また、雇用就農資金事業に採択された経営体に対し、労働環境や経営改善に向けた研修や現地確認調査を行い、適切な事業実施と就農者の定着を図る。

(4) 民間企業等の農業参入への支援

農業の担い手が少ない地域では、農業参入を希望する民間企業等も重要な担い手となる。このため、本会とともに窓口となる県、みやぎ農業振興公社、市町村、農業委員会と連携し、地域計画との整合性を図りながら、本県での農業参入を希望する優良民間企業等に対して、相談や情報提供活動を実施するなど、各関係機関と連携した農業参入への橋渡しを行う。

(5) 多様な人材の活躍推進に向けた各種制度の普及

農業地域において多様な人材が活躍できる環境づくりを進めるため、農業後継者や配偶者、新規就農者等が地域農業の担い手となるよう、農業経営改善計画の共同申請や新規就農者への各種支援制度等の啓発・普及を推進する。

女性や青年農業者が農業経営や地域の方針決定過程に参画できるよう、家族経営協定の普及や男女共同参画の推進を支援する。地域をリードする女性や青年農業者の育成・確保を進めるため、農業委員会や県内の女性・青年農業者組織等と連携を図り、地域農業の後継者づくりに向けた取組を支援する。

(6) 農業者年金制度の啓発・加入推進活動の活性化

本県の農業者年金加入推進の取組方針を策定し、新規加入者の目標達成に向けた計画的な加入推進活動に取り組む。

農業委員会に対しては、研修会の開催や情報提供を通じて、農業者年金制度への理解促進と戸別訪問等による加入推進活動の計画的な実施を働きかける。また、農業委員会の加入推進活動計画の進捗状況を点検して助言すると

ともに、活動の活性化に向けた情報提供を積極的に行うにより、加入推進活動の市町村格差是正に取り組む。農業委員会からの個別相談に対応するとともに、巡回指導により農業委員会の農業者年金事務の適正執行を促す。

女性や若い農業者を主な対象に、ラジオCMやWeb等の多様な広告媒体を活用した農業者年金制度の啓発活動に努める。

4. 農業の担い手の組織化・運営への支援

以下に掲げる本県の担い手組織及び女性農業委員組織の事務局を担当し、各組織の目的達成に向けた組織活動の強化、組織相互の連絡調整をはじめ、活動の充実と次世代育成活動への支援、組織構成員の意識高揚や資質向上、組織のトップマネージャーとしての経営管理能力の向上支援に努める。また、各組織の構成員が市町村で策定する地域計画において、担い手農業者として位置づけられるよう支援する。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス21

5. 農業一般に関する調査及び情報提供活動

(1) 農業・農業委員会に関する各種調査の実施

今後の農政活動や農業構造政策の推進、各種施策の基礎データとするため、農業委員会の協力のもとに以下の調査を実施する。

1. 田畑売買価格等に関する調査
2. 農作業賃金・農業労賃に関する調査
3. 農業委員会組織に関する各種調査
4. その他、農業動向に関する調査

(2) 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進

農業委員会組織の最適化活動を推進する新たな全国運動「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進3ヵ年運動」の初年度として、目標達成に向けた活動計画を策定して取り組む。

農業委員会の、農業委員・農地利用最適化推進委員への全国農業新聞皆購読の働きかけを支援するとともに、退任後の継続購読の働きかけを強化する。

農業委員会が実施する各種事業に対する理解者・支援者を増やすため、認定農業者、農業法人、雇用就農資金活用経営体、消費者、士業団体等を対象に、購読の普及推進を図る。また、全国農業新聞宮城県支局情報員の資質向上のため、取材や記事の執筆に関する研修や情報提供を行うとともに、優秀な記事を執筆した情報員を表彰し活動の活性化を図る。

農業委員・農地利用最適化推進委員、担い手農業者に対して普及を進めるため、農業委員会大会や各種研修会等において全国農業図書の見本展示を行う他、研修会テキストとしての活用を図る。また、関係団体と連携して税制や青色申告、農業簿記に関する図書の普及を重点的に実施する。

(3)「農業委員会だより」発行への支援

農業委員会が実施する各種事業の周知と活動の見える化により農地利用の最適化への地域理解を促進するため、農業委員会において「農業委員会だより」が発行又は市町村広報誌に掲載されるよう支援する。未発行の農業委員会には、発行済み農業委員会の発行体制や誌面内容等の情報提供と相談活動を行う。

農業委員会の発行体制の強化や誌面の向上を図ため、「農業委員会だよりコンクール」を実施して優秀な「農業委員会だより」を表彰するとともに、発行体制や誌面内容等の情報提供を行う。また、全国農業会議所が実施する「全国コンクール」受賞誌等についても情報提供を行う。

(4) 本会情報の発信

本会活動の見える化を進め、農業委員会及び関係機関との連携を強化するため、機関誌「農政時流」を発行し、本会活動、農業委員会活動、担い手農業者組織、農業委員会女性委員組織の紹介や農業・農政に関する情報発信を行うとともに、本会事業の公表と広く情報発信するためホームページを設置し、掲載する情報を随時更新する。

6. 農地法等の法令に基づく業務の適正な運営

(1) 農地転用許可事務等の適正執行への支援

農業委員会における農地転用許可事務等の法令業務においては、法令遵守のもと、より一層、適正かつ公平・公正な事務処理や審議を行うことが求められている。特に、近年増加している太陽光発電や営農型太陽光発電のための転用に対する審議や違反転用者に対しては、厳格な対応が必要であることから、県と緊密な連携のもと、農業委員会への必要な助言や支援、本会ホームページを通じた農地法の事務処理等に関する情報提供を行う。

さらに、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員向けの研修において、これまでの事例を踏まえた農地転用許可事務に対する理解を深めることにより、適正かつ公正な制度運用を支援する。

(2) 常設審議委員会の開催

30アールを超える農地転用の許可申請にあたっては本会の常設審議委員会の意見聴取が義務づけられているため、農業委員会より諮問のあった案件に対して現地調査を行う。現地調査を実施した農地転用案件については、原則毎月1回常設審議委員会を開催し、厳格かつ適正な審議のうえ答申する。また、これまで諮問のあった案件の実施状況を確認し適正な審議に資するため、常設審議委員による現地調査を実施する。

7. 関係行政機関等に対する意見の提出

(1) 農業現場の声を反映した行政機関への政策提言・要請活動

最適化活動の推進に係る事務をより効率的・効果的に実施できるよう、政策提言を行う。具体的には、担い手組織や農業委員会を通じて、現場の意見を広く集約しながら、農地等利用最適化推進施策の改善に関する農業委員会組織の意見を取りまとめ、常設審議委員会において審議した上で、具体的な内容・施策について、県知事宛てに意見を提出する。

また、農業委員会において「農業者等との意見交換会」の定期的な開催などを通じて農業現場の意見をとりまとめ、農地等利用の最適化の一層の推進に向け、市町村長に対して意見提出を行うよう強く働きかける。

さらに、農地等利用の最適化のみならず、食料・農業・農村基本計画に基づき打ち出される施策に関する意見や、担い手の確保・育成や経営確立、中山間地域の活性化対策や多面的機能の維持・発揮など、農業・農村全般に渡る政策提言や要請活動を、全国農業会議所等と連携して政府・国会等に対して行う。

(2) 資材高騰対策や気象災害等への対応

各種資材や飼料、エネルギー価格の高止まりは農業経営を圧迫し、地域経済へのダメージも限界に達している。また、大雨や地震など自然災害の頻発化、激甚化や家畜伝染病、鳥獣害のリスクも高まっており、国民への食料の安定供給や持続的な農業経営が危ぶまれる事態となっている。

こうした中、食料・農業・農村基本法が改正され基本計画が策定されることから、今後、食料安全保障や適正な価格形成、水田農業施策の見直しなど、新たな施策展開が行われることとなる。このような動きを注視しながら、多くの担い手・新規就農者が確保されるとともに、担い手である農業者が安心して経営を継続し発展に向けた取組ができるよう、真に必要な政策について政府・国会等へ提案・要請活動を展開していく。

III 会議等

本会の運営並びに業務執行のため、次の会議等を行う。

下記の他、会長の命により必要に応じて開催する。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 通常総会 | 令和7年6月 |
| 2. 臨時総会 | 令和8年3月 |
| 3. 理事会 | 年4回 |
| 4. 常設審議委員会 | 年12回（原則、毎月1回） |
| 5. 監査会 | 令和7年5月 |

IV 附帯業務

本体業務に関連する下記団体の事務局を担当する。

1. 宮城県農業法人協会
2. 宮城県認定農業者組織連絡協議会
3. 宮城県稲作経営者会議
4. みやぎアグリレディス 21
5. 宮城県農業者年金協議会
6. 宮城県農業委員会事務研究会